26.04.01

事業名	一般業務														(1	L /	1)	承	認	3	碓	Ē Ē	認	1	作	成	-	課	名	-	主涯	学習・	ス	ポーツ課
区 分 (いずれかに〇)	① 定常時 (通常の状態	ŧ ŧ)	(意	2 设備	非 ·機	定常 器の	宮時 ひ立	:上·	停」	止· //	点検	[∙更	新))	(地	3 !震·	緊急・火災	息時 災・	事故	部	長		委信	壬課 卦	₹ ※		課	長	1	作成	戈日			平成 28	年	5月27日
事務・事業内容		環)	有益 有害	査な 事な	環境 環境	次 竟影	響 響			当す -				に付け	けま					(各村 (大)	闌ご (に)	と該 つが		彡響 : 区分: 項目			け →重	ます 点	· 管理	<u> </u>	判 定結 果		
	摆墙侧面	大気の保全/	水質の保全/	全土壌・地下水	騒音・振動の	悪臭の防止/	境廃棄物の抑制/	人体への危険・	<i>2</i> .⊐	然生物種の保護/		温暖化防止/	天然資源		環熱帯林の保全/	海洋汚染・資	日照障害・光害		そ有害化学物質	 的	市民への影響		影響の範囲		: : :	発生頻度			 後使用量量			市民等要望		日常管理は「日」、課長が著しいと判重点管理(影響規)		関連法令 その他の要求事項
	環境側面 (原因)	汚染	,汚濁	水の保全/汚染	防止/発生		/ 発生	感染防止	化/森林・緑地の減少		全/悪影響	温暖化防止/温暖化(エネルギー)	の保全/枯渇	護/破壊		資源の保全/減少	害	. 害		的遺産		重大又は広域的(大)		的			年数回程度 (小)		中程度(中				少ない(小	日常管理は「日」、目指せ17な市役所は「エ」を記載課長が著しいと判断した場合を含む)は「重」、重点管理(影響規模に(大)が2項目なくても、		その他の要求事項 (名称を記入します。)
一般事務	紙の消費	×					×		×			×	×		×		\vdash						0		0	_			0				0	載「、、	f	地球温暖化対策の 推進ご関する法律
II.	廃棄物の発生	×	×	×		×	×		×			×											0		0				0				0	「エ」	Į.	発棄物の処理及び 清掃に関する法律
"	電気の消費	×										×	×										0		0				0			0		「エ」	Ĭ	環境基本法 地球温暖化対策の推進
"	水の消費		×										×											0	0					0			0	「エ」	V 2	に関する法律 217v v ヤご環境プラン
<i>II</i>	ガソリンの消 費	×										×	×											0		0				0			0		1	飯田市役所地球温暖化 防止実行:1画
"	グリーン商品 の購入											0	0											\circ			0			0			0		[] 	国等における環境物品等の調達の推進等に関 する法律

※ 影響規模の(大)に〇が二つ以上なくても、課長が著しいと判断した場合は、「著しい環境側面」となります。影響規模の(大)に〇が二つ以上ある場合と同様に、「著しい環境側面(重点管理項目)」と判定した場合は「判定結果」欄へ「重」を、「著しい環境側面(日常管理項目)」と判定した場合は「判定結果」欄へ「日」を、そして「目指せエコな市役所」は「エ」と記載します。

※「重点管理」は目的・目標を設定し四半期ごとに進捗管理を行い、「日常管理」、「目指せエコな市役所」は半期ごとに進捗管理のみ行います。どちらも「年間計画書」に記載します。

[※] 確認欄の押印は、作成者が、課長から委任を受けた課長(課長補佐)の場合は「委任した課長」、自治振興センター所長の場合は「**ムトスまちづくり推進課長**」、 飯田市最終処分場長又は環境課処分場施設係長の場合は「環境課長」が行います。

[※] この環境記録は部長承認後、各課で保管します。※この環境記録は部長承認後、次のフォルダに入れて**環境モデル都市推進課**に連絡します。【Filesrv5-share-ISO-年度ー各課】

* 	様式 431-2	
法令頁	26.04.01	
場合、入し	環境影響評価表(委託・主	
消掃	託·指定管理等施設関災	
	連用)	

事業名	方	 包設等	管理道	[営	業務	女									(1	/:	3)			承		認	7	雀	認		作	成		課	名			主涯	E学 [·]	習・スポーツ課
区 分 (いずれかに〇)		三常時 の状態				三常 器 <i>0</i>		上·作	亭止	・点	検・	更新	·)	(均		緊急・火		事故	;)	卋	ß ‡	툿	委	任課	長 ※	•	課	長		作	戎日	1		平	成 2	28年5月27日
				環	>);	有益 有害	結果 を登り 話な野 話環境	環境 環境	影響	E E	景を記				でに環境	付心	ts [,]		その	\ 4h				各	欄ご	と診	景 该当[_	規札·にC		寸け	ます	0		
施設名	取組レベル		側面	の保全/	水質の	土壌・地下	騒音・振動	悪臭の防止/	発展か	人本への音剣・紹介	录也录它,	常生勿重の呆鑊/或りで放り、一次辺環境の保全/悪影響	温	天然資源の保		熱帯	海洋汚染・資源	日照障害・光害			良好な景	歴史的・	市民への影響	:	影響の範囲			発生頻度			ě 使用量			市民等要望		順守評価適用法令その他の要求事項
(事業名等)	ハ (いずれかに〇)	(原	因)	汚染		全/	の防止/発生	発し	発主 原 ジ 原 エ ノ	 	ア「株木・最也」	全/悪影響	温暖化(エネルギ	,	護/破壊	減	源の保全/減少	害	害			文化的遺産		重大又は広域的	中程变	軽微又は局所的	恒常(毎日)	月1回程度	年数回程度	多量	中程度	少量	多い	中程度	少ない	(レベル2の施設の場合、 法令等の名称を記入し ます。)
										洞沙	或 レ)											大	(中)	小	大	(中)	<u>小</u>	大	中	①	大	中	<u>小</u>	
考古資料館、旧小笠原家書院小笠原資料館、総合運動場、県営飯田野球場、運動公園プール、鼎体育館、土郷体育館、南信濃海洋センター、飯田市活道館、市営一道場、県営飯田号道場、風越山麓研修センター	2.3	廃棄物 管理	置場の	×	×	×			×														×			0			0			0			0	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律
飯田市考古資料 館、総合運動場、 南信濃海洋センタ 一、風越山麓研修 センター	2 •3	灯油の	消費	×									×	×	×								×			0	0					0			0	
旧小笠原家書院・小笠原資料館、県営飯田野球場、運動公園プール、南信濃海洋センター、飯田市武道館、市営弓道場、県営飯田弓道場、竜丘柔道場、風越山麓研修センター	②·3	ガスの	消費	×									×	×	×								×			0	0					0			0	

事業名	旅	拉設等管理運	営	業務	ž									(2/	/ 3)			承	章	2	存	雀	認		作	成	4	課	名	7	:	生涯	E学 [·]	習・スポーツ課
区 分 (いずれかに〇)		三常時 の状態) (記		非定 ・機			上•	停山	上・点	京検	· 更新	新)	(緊:			故))	部	5 長		委	任課:	長 ※		課	長		作	成日	3		平	成 2	8年5月27日
			環	×);	有益 有害	なな	環境 環境	影	響 響	号を						付け	ます				•			各村	闌ご	と診		彡響 区分			付け	ます	•		
施設名	取組レベル	環境側面	大気の保全/	水質の	土壌・	騒音・振動の	舌悪臭の防止/	廃棄物	人体への危険	緑地保全・	然 生物種の保護/	 	温暖化防止/	天然	文章 オブン 層の 呆蒦/瀬戸本の 伊全/派	熟帯木の品	•	日照章書・光書		そ有害化学物質の	良好な景	的 ・(市民への影響	(<u>1</u>	影響の範囲			発生頻度		多	発 住 計量			市民等要望		順守評価適用法令その他の要求事項
(事業名等)	い (いずれかに〇)	(原因)	汚染	汚濁	全	防止/発生		発生	・感染防止/発生	2/森林・緑地の	献	影響シ			芝川	, 咸少	原の呆全/咸少	書	書		E j	文化的貴産		重大又は広域的	中呈叓	軽微又は局所的	恒常(毎日)	月1回程度	年数回程度	多量	中程度	少量	多い	中程度	少ない	(レベル2の結合の場合、 法令等の名称を記入し ます。)
									1	減少		,											-	大 '	ŧ	<u>()</u>		(中)	(小)	大)	中	<u>小</u>	大	中	<u>小</u>	
飯田市考古資料館、旧座光 寺麻績学校校舎、上郷歴史 民俗資料館、旧小笠原家書 院・小笠原資料館、総合運	②· 3	電気の消費	×										×	×									×		(\circ	0					0			0	エネルギー使用の合理
動場、桐林屋根付多目的グラウンド、県営飯田野球場、県営多目的グランド、 天竜峡テニスコート、市営	2.3	水の消費		×										×											(\supset	0					0			0	化に関する法律
市民プール、運動公園プール、黒体育館、切石体育館、 上郷体育館、山田体育館、 南信濃海洋センター、飯田 市武道館、市営弓道場、県	②· 3	利用者のアイ ドリングスト ップ	0										0	0									0	(Э		0			0			0			
営飯田弓道場、竜丘柔道場、上郷柔剣道場、八重河内屋内ゲートボール場、風越山麓研修センター	②·3	利用者への環境意識を発	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0								0	(Э			0			0				0	
市営市民プール、飯田	2.3	水道水の大量 使用											×	×									×		(\supset			0	0				0		
運動公園プール、南信濃海洋センター	2.3	プール水の管 理		0					0														0		(\bigcirc		0			0				0	遊泳用プールの水質基準

I	31-2
月法令	26.04.01
が場合、記入し	」環境影響評価表(委託•
の推進	指定管3
	.管理等施設関連用

事業名	方	施設等管理運	運営業	養務									(3	3/	3)			承	111	認	7	確	認	1	作	成		課	名	1	;	生涯	Ē学 [:]	習・スポーツ課
区 分 (いずれかにO)		三常時 の状態) (記	2 非 設備・	・機器			•停」	止・原	点検	・更新	新)	(3 [§] 地震	緊急・火		事故	:)	部	3 長	Ē	委	任課	長 ※		課	長		作	成日]		平	成 2	8年5月27日
			環場		…有	益な	果) :環境 :環境	竟影	響	号を	該当	する	5欄全	全て に	こ付け	ナま [、]	す。						各欄	ごさ	と該		/響 区分			寸け	ます	0		
施設名 (事業名等)	取組レベル	環境側面(原因)	大気の保全/	安水質の保全/汚蜀全土壌・地下水の保全/	1 騒音	悪臭	廃棄物の抑制/	人体への危険・感	緑地保全・緑化	然生物種の保護/減少脚の保護/減少の保証/黒景響	I N	温爰匕方上/ ヲ条資源の4	地ラボ資の保護/球オゾン層の保護/	Late I	Is 2 .	日照障害・光害		そ有害化学物質	良好な景	歴史的・	市民への影響	1	影響の範囲	∨ .l.:	,-	発生頻度	Fr:		後 住 走 量		Þ	市民等要望	ī/s	順守評価適用法令その他の要求事項
(争未 石 守)	(いずれかに〇)	(原 囚)	汚染	7の保全/汚染	1 71.		/ 発生	染防止/発生	化/森林・緑地の減少	/減少	<i>'</i>		60/破壊	減	源の保全/減少	古	古			的遺産 		は広域的	中怪度 (中)	5		月1可逞变(白			中程度(中			中程度(中		(レベル2の施設の場合、 法令等の名称を記入し ます。)
県営飯田野球場 切石体育館	2.3	太陽光発電利 用によるCO2抑 制	0								(0) C)				0			0	<u>)</u>				0	,)	<u>()</u>	0)	地球温暖化対策の推進に関する法律
旧小笠原書院・小笠 原資料館、県営飯田 野球場、県営多目的 グラウンド、県営飯 田弓道場、飯田運動公 園プール	2.3	浄化槽の管理		×	×	×					×							×				The state of the s	\supset	(0				0			0		净化槽法

- ※ 取組レベルが「2」か「3」のサイトは、本表へ記載します。取組レベルが「1-②」のサイトは、様式 431-3 へ記載します。
- ※ 取組レベルが「2」の場合、順守評価する法令等の名称を記載します。また、その法令を 様式 432-2「法的及びその他の要求事項一覧(施設・設備関連法令)」へ記載の上、順守評価を 行います。

なお、取組レベルが「2」か「3」であっても、各課で環境影響の大きいサイトと判断する場合は、様式431-3「環境影響評価表(事務事業関連用)」へ記載し、レベル1サイト と同様に環境マニュアル全部適用の取り組みを行ってください。

- ※ この環境記録は部長承認後、各課で保管します。
- ※ この環境記録は部長承認後、次のフォルダに入れて環境モデル都市推進課に連絡します。【Filesrv5-share-ISO-年度-各課】

	26.04.01
	環境影響評価表(委託·指定管理等施設関連用)

事業名	加加	施 設等管理運	[営	業務	务									(1 /	/ 2)			承	Ē	認	Ā	確	認		作	成	Ż	課	名		-	生涯	[学	習・スポーツ課	
区 分 (いずれかにO)	1 定 (通常		2 非 設備				上•	停业	上・点	点検	·更新	新)	((地)	緊慢・ク	急时人災	寺 {・事	事故.)	部	. <u>1</u>	Ē.	委	任課	·長 ※	{	課	長		作	成日	1		平	成 2	8年5月27日	
			環			有益	主な	!) 環境 環境	影	響	号を	該当	it.	る欄	全て	[KZ1	付け	まっ	.						各;	欄ご	`と言	-	影響 区分			付け	ます	•			
施設名	取組レベ:	環境側面	\mathcal{O}	水質の保全	•	騒音・	悪臭の防止	廃棄物の抑	体への危	緑地保全・	然生物種の保護	水辺景竟の呆	温暖 匕方 上/	地一天然資原の保球がより	. 1	熟帯休の呆	洋汚染・	章 害 •	風害・電波	を有害化学物質	良好な暑	史的・文	市民への影響		影響の範囲			発生頻度		<i>注</i>	発 生 量 量			市民等要望		順守評価適用法その他の要求事項	令
(事業名等)	ル(いずれかに〇)	(原因)	污染	汚濁	全	防止/発生		/ 発生	・感染防止/発生	/		悪影響のコネク		· 保記/ 古掲	受 /	《 咸少	資原の保全/減少	光害	障害			的遺産		広域的	中程度 (中)	的		月1回程度 (中	年数回程度 (小)		度	少量(小		中程度(中	少ない (小)	(レベル2の施設の場合 法令等の名称を記入し ます。)	
飯田市考古資料館、旧座光 寺麻緒学校校会、上郷歴史 民俗資料館、旧小笠原家書 院・小笠原資料館、総合運 動場、桐林屋根付多目的グラ ラウンド、県営多目的グラ ンド、県営飯田野球場、天 竜峡テニスコート、市営市	2.3	地震による燃料の流出		×	×			×	×		×	×		×			×						×		0	<u>.</u>	<u></u>	<u>')</u>		<u> </u>	0	•		0	,)	N074-24.	
民プール、運動公園プール、鼎体育館、切石体育館、 上郷体育館、山田体育館、 南信濃海洋センター、飯田 市武道館、市営马道場、県 営飯田弓道場、竜丘柔道 場、上郷柔剣道場、八重河 内屋内ゲートボール場、風 越山麓研修センター	2.3	火災	×				×		×														×			0			0			0			0	消防法	
飯田市考古資料 館、総合運動場、 南信濃海洋センタ 一、風越山麓研修 センター	2.3	石油類の流出		×	×				×					×									×			0			0			0			0	消防法 南信州広域連合火災 防条例	子

事業名	方	拖設等 管	管理運	営	美務									(2/	2)			序	<u> </u>	認	;	確	認		作	成		課	名		<u>.</u>	主涯	学 [·]	習・スポーツ課
区 分 (いずれかに〇)	1 定(通常	常時 の状態)		2 非 設備			立上	•停_	止・	点検	·更新	新)	((3) (地震	緊: §· 火	急時:災・	事情	效)	ż	部 -	長	委	任課	·長 ※		課	長	,	作月	戈日			平	成 2	8年5月27日
				環	0	· 響 …有 …有	益な	環境	竟影	響	号を	該当	する	る欄金	全て	に付	けま	きす。						各村	闌ご	と該		響 分			ナけ	ます	0		
施設名	取組レベル	環境(ואן נאן	大気の保全/	水質の呆全/	生穣・地下水の保全を開音・振動の防止が	悪臭	廃棄物の抑制	人体への危険・感		然生物種の保護	水辺景竟の呆	温暖ヒ方上/	地天然資原の保食/球オンン層の保護/		1.4	日照障害・光害	風害・電波障害	そ有害化学物質		歴史的・	市民への影響		影響の範囲			発生頻度			使用量			市民等要望		順守評価適用法令その他の要求事項
(事業名等)	ル(いずれかに〇)	(原	因)	汚染		E / / 発		/ 発生	染防止/発生	化/森林・緑地の減少	/ 減	悪影響		(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	える	H/FK		: 害			文化的遺産		は 広域的	中程度(中)	的		月1回程度 (中			中程度(中		多い (大)	中程度(中	少ない (小)	(レベル2の施設の場合、 法令等の名称を記入し ます。)
旧小笠原家書院・小笠原資料館、県営飯田野球場、運動公園プール、南信濃海洋センター、飯田市武道館、市営弓道場、県営飯田弓道場、竜丘柔道場、風越山麓研修センター	2.3	LPGØ	漏出	×			×		×					×								×)			0			0			\circ	消防法

- ※ 取組レベルが「2」か「3」のサイトは、本表へ記載します。取組レベルが「1−②」のサイトは、様式 431-3 へ記載します。
- ※ 取組レベルが「2」の場合、順守評価する法令等の名称を記載します。また、その法令を 様式 432-2「法的及びその他の要求事項一覧(施設・設備関連法令)」へ記載の上、順守評価を 行います。

なお、取組レベルが「2」か「3」であっても、各課で環境影響の大きいサイトと判断する場合は、様式 431-3「環境影響評価表(事務事業関連用)」へ記載し、レベル1サイト と同様に環境マニュアル全部適用の取り組みを行ってください。

- ※ この環境記録は部長承認後、各課で保管します。
- ※ この環境記録は部長承認後、次のフォルダに入れて環境モデル都市推進課に連絡します。 【Filesrv5-share-ISO-年度-各課】

事業名	方	施設等管理	運営	業	膐									(1	/ 2	2)			承	Ē	忍	存	隺	認		作	成	4	課	名	7		生》	厓学	習•	スポー	-ツ課	
区 分 (いずれかにO)	① (通常	三常時 の状態)			定常 後器(上•	停止	•点标	倹・更	更新)	1			を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	時 災·⋾	事故)	剖	人	5	委	任課	!長 ※		課	長		作	成日	3		平	成	28 年	5月2	7 日	
			玛	($\bigcirc \cdots$	有à	主な!	;) 環境 環境 環境	影響		を該	当す	⁻ る#	闌全	てに	付け	ナま	す。						各村	闌ご	と診	_	影響 区分			付け	ます	r.					
施設名	取組レベニ	環境側面	大気の保全/	水質の保全/	全土壌・地下水	騒音・振動の	悪臭の防止/	境発棄物の抑制/	緑地保	然生物種の保護	水辺環境の保	温暖化防止/	_	球オゾン層の保護/	熱帯林の保	海洋汚染・資	害•		そ有害化学物質	良好な景	史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	市民への影響		影響の範囲			発生頻度) / - 1	発生量			市民等要望			守評価が要		令
(事業名等)	ル(いずれかに〇)	(原 因)	汚染		水の保全/汚染	防止/発生	発	2. 一発生 2. 一条生	森林・緑	少	全/悪影響			護/破壊	減少	資源の保全/減少	光害	害		:	文化的遺産			中程度(中)	的	恒常(毎日) (大)				中程度 (中)				少ない (小)	<i>a</i>	ベル2の抗 冷等の名 す。)		
下久堅運動場、上久堅運動場、千代運動場、千代運動場、千代運動場、疾高運動場、上郷運動場、疾高運動場、上郷更動場、南信農運動場、城下グランド、高沢押デニスコート、桐林デニスコート、大高テニスコート、南信濃テニスコート、南高濃テニスコート、東高道場、和田弓道場、木沢弓道場	2 •3	電気の消費	×									×	×									×			0	0					0			0)			
水道水の大量使用	2 •3	ガスの消費	×									×	×	×								×			0	0					0)		0)			

事業名	旅	 起設等管理運	置営業	養務									(2	/ 2	2)			承	郬	忍	石	雀 言	2	作	成	Ç	課	: 名	7	-	生涯	Ē学 [:]	習・スポーツ課	
区 分(いずれかに〇)		室常時 の状態) (記			常時		·停	止・原	点検·	· 更親	ŕ)	(地		系急 火災		事故))	部	長	E	委	任課長	*	課	: 長		作	成日	3		平	成 2	28年5月27日	
				О Х	: 響 …有 …有	益だ	よ環	竟影	響響	号を記					付け	けます						3	各欄ご	ごと言	-	影響 区分			付け	ます	•			
施設名	取組レベニ	環境側面	大気の保全/	水質の呆全	は、上、後、地下とつるのは、一般音・振動の防止	悪臭の防止/	廃棄物の抑制	人体への危険・		紫生物種の呆穫/咸野水辺環境の保全/	温暖化防止/	天然資源の保	球 オゾン層の保護/			日照障害・光	- 1	を有害化学物質の良好で	見子は景見	的・文化	市民への影響	景響の新田	į		発生頻度			発使工量量			市民等要望		順守評価適用法その他の要求事項	令
(事業名等)	ル(いずれかに〇)	(原因)	汚染	/	たの 保全/ 寿なの 別山 / 発生	′	/ 発生	止/発生	・緑地の	(/ 减少	、温暖化(エネルギ	全/枯渇	吃	減少	源の保全/減少	光害	害		i di ji	的遺産		重大又は広域的 中程度	軽微又は局所的	恒常(毎日)	月1回程度	年数回程度	多量	中程度	少量	多い	中程度	少ない	(レベル2の施設の場 法令等の名称を記入し ます。)	
									減少)											大中		大	中	小	大	中	小	大	(中)	(<u></u>)		
下久堅運助場、上久堅運動場、 千代運動場、桐林運動場、山 本運動場、矢高運動場、上郷 運動場、山田運動場、座光寺 河川敷運動場、川路多目的広 場、南信震運動場、今宮野球 場、県足飯田運動広場、城下	2 •3	利用者のアイ ドリングスト ップ	0								0	0									0	С)	0			0			0				
場、宋兄敬田連頭が場、塚下 グランド、高羽町デニスコート、梅林テニスコート、人間 デニスコート、山田デニスコート、南富農テニスコート、開写道場、上村写道場、和田 弓道場、木沢弓道場	2 •3	利用者への環 境意識2発	0	0	S	C	0	0			0	0	0								0	C			0			0				\circ		

- ※ 取組レベルが「2」か「3」のサイトは、本表へ記載します。取組レベルが「1 −②」のサイトは、様式 431-3 へ記載します。
- ※ 取組レベルが「2」の場合、順守評価する法令等の名称を記載します。また、その法令を 様式 432-2「法的及びその他の要求事項一覧(施設・設備関連法令)」へ記載の上、順守評価を 行います。

なお、取組レベルが「2」か「3」であっても、各課で環境影響の大きいサイトと判断する場合は、様式 431-3「環境影響評価表(事務事業関連用)」へ記載し、レベル1サイトと同様に環境マニュアル全部適用の取り組みを行ってください。

- ※ この環境記録は部長承認後、各課で保管します。
- ※ この環境記録は部長承認後、次のフォルダに入れて環境モデル都市推進課に連絡します。【Filesrv5-share-IS0-年度-各課】

邷
敼
뾋
鱜
삨
亩
張
il/li
搬
뺡
描
沿
彈
疵
湖
影響
四
#
冊

事業名	方	包設等	管理道	運営	業務	Š,									(]	1 /	1)			<i>)</i> -	八	祁		惟	祁		1F	力	X.	誹	具 名	3		生》	王学	'習	・スポー	ツ課
区 分 (いずれかにO)		常時 の状態			定定 f·機			上・1	停止	:•点	京検	·更親	斤)) t)	③! 地震	緊急・火	急時	事責	汝)	ì	部	長	3	委任詞	果長》	*	課	! 長	tuk/	作	成日	∃		平	成:	28 £	丰5月27	' 目
				環		影響)…> <…>	有益	なり	環境	影響	響	号を	該当`	する	欄全	全てに	こ付	けま	きす。						各	・欄こ	ごと言		影響 区分			付け	まっ	す。				
施設名	取組レベー	環境	:側 面	大気の保全/	水質の保全	· 地 下	騒音・振動	悪臭の防止/	発棄物	人本への危険・		生物種の保護/減脚 対近環境の保護/	温暖化防止/	天然資源の保	球オゾン層の保護/	熱帯林の	N. C.	日照障害・光	波	そ有害化学物質	の他良好な景観		\mathcal{D}		影響の範囲			発生頻度			発生量量	走 月 		市民等要望			守評価適の他の要才	
(事業名等)	ル(いずれかに〇)	(原	因)	汚染		全し	の防止/発生	モレ	/発生	感染坊止	化/森林・緑地の	(<u>)</u> / 減少	(温暖化(エネルギ	/	護/破壊		源の保全/減少		害			的遺産		重大又は広域的	中程度	軽微又は局所的	恒常(毎日)	月1回程度	年数回程度	多量	中程度	少量	多い	中程度	少ない	() ;	レベル2の施 去令等 の名称 ます。)	
										ì	減少)	,										大)	()	<u>小</u>	大	中	(小)	(大	中	(小	大	中	小	·		
下久堅運的場、上久堅運的場 千代運動場。桐林運動場。山本 運動場。矢高運動場。上郷運動 場。山田運動場。座光寺河川敷 場。川路多目的広場。南信 濃速が場。今宮野が場、県民飯	2 •③	地震				×			×	×													×		0				0		0			\circ				
田運動広場、城下グランド、高 羽町デニスコート、桐林デニス コート、矢高デニスコート、山 田デニスコート南信農デニスコ ート、鼎弓道場、上村弓道場、 和田弓道場、木沢弓道場	2 •③	火災		×				×		×													×			0			0			С)		0)		
鼎弓道場	2 •3	LPG	の漏出	×				×		×				×	<		+						×	t		0		┢	0		†	С)	1	0)		

承認。確認。作成

- ※ 取組レベルが「2」か「3」のサイトは、本表へ記載します。取組レベルが「1 −②」のサイトは、様式 431-3 へ記載します。
- ※ 取組レベルが「2」の場合、順守評価する法令等の名称を記載します。また、その法令を 様式 432-2「法的及びその他の要求事項一覧(施設・設備関連法令)」へ記載の上、順守評価を 行います。

なお、取組レベルが「2」か「3」であっても、各課で環境影響の大きいサイトと判断する場合は、様式 431-3「環境影響評価表(事務事業関連用)」へ記載し、レベル1サイト と同様に環境マニュアル全部適用の取り組みを行ってください。

- ※ この環境記録は部長承認後、各課で保管します。
- ※ この環境記録は部長承認後、次のフォルダに入れて環境モデル都市推進課に連絡します。【Filesrv5-share-ISO-年度-各課】

			* I . /		· /		MA	,		. `									承	靓	Z.	矷	隹	認		作	成		±m.	-						1
事業名	j	地育	力向	上份	《川"	官事	莱	(:	1 /	1)																			課	名		셜	上涯学習	・スポ-	ーツ課	
区 分 (いずれかに〇)	① 定常時 (通常の状態		(設	2 非:備・				停」	上・点	京検	•更新	新)	(†			急時災・)	部	長		委任	'壬課'	長※		課	長	,	作成	戈日			平成 28 4	平5月:	27 日	
		環		/響 …有 …有	益力	よ環	境影	響	号を	該	当する	る欄金	全て	に付	けま	す。					(;		欄ご にC		医当[につ)を作				`	判 定結 果			
事務・事業内容	環境側面	大気の保全/	水質の	生生嚢・地下水の呆全縁音・振動の防止が	悪臭の	廃棄物の抑制	人体へ	. −	然生物種の保護/	水辺環境の保	温暖化防止/	地大然資原の保食/		海洋汚染・	日照障害・光害	風害・電波障害	そ有害化学物質		歴史的・文化的遺産	市民への影響		影響の範囲			発生頻度			修 定 量			市民等要望		日常管理は「日」、課長が著しいと判重点管理(影響規	その他の	車法令 の要求事項	THE STATE OF THE S
予奶 茅木[74]	(原因)	汚染	1 1/	地下水の呆全/汚染掘動の防止/発生		光 生	染防止	化/森林・緑地の減少		全/悪影響		全/ 古曷 諺 / 硕 塿				害]的遺産		重大又は広域的(大)		軽微又は局所的 (小)			年数回程度(小		中程度(中		多い (大)	中程度(中		日常管理は「日」、目指せHTな市役所は「H」を記載課長が著しいと判断した場合を含む)は「重」重点管理(影響規模に(大)が2項目なくても	(名称を	記入します)	
小中学生の体験	農家宿泊体験							_	_	_				+	+			_	_))	<u>`</u>)	<u>`</u>)						-
活動の推進	の実施			0				O	0	0								0	0	0	_	0				0			0		0		「目」			
科学実験教室の 推進	実験教室の開 催	0									0	0	O							0		0			0				0	0			「日」			
地育力関連事業 の情報発信	地育力通信の 発行	0						0	0	0	0	0) C)				0	0	0		0				0		0			0					

※ 影響規模の(大)に〇が二つ以上なくても、課長が著しいと判断した場合は、「著しい環境側面」となります。影響規模の(大)に〇が二つ以上ある場合と同様に、「著しい環境側面(重点管理 項目)」と判定した場合は「判定結果」欄へ「重」を、「著しい環境側面(日常管理項目)」と判定した場合は「判定結果」欄へ「日」を、そして「目指せエコな市役所」は「エ」と記載します。

^{※「}重点管理」は目的・目標を設定し四半期ごとに進捗管理を行い、「日常管理」、「目指せエコな市役所」は半期ごとに進捗管理のみ行います。どちらも「年間計画書」に記載します。

[※] 確認欄の押印は、作成者が、課長から委任を受けた課長(課長補佐)の場合は「委任した課長」、自治振興センター所長の場合は「ムトスまちづくり推進課長」、 飯田市最終処分場長又は環境課処分場施設係長の場合は「環境課長」が行います。

[※] この環境記録は部長承認後、各課で保管します。 ※この環境記録は部長承認後、次のフォルダに入れて環境モデル都市推進課に連絡します。 【Filesrv5-share-ISO-年度-各課】

事業名	_	\	- FI I	□ =#	150 =	T. 66	· 本·>	ήr.	(1 /	/ 1 \										承	1	忍	存	隹	認	竹	<u> </u>	成		果	名						
事 来行	-	文化	月1	木픊	1余万	丌'官'	争。	天	(1 /	1)																			Ā	::::::::::::::::::::::::::::::::::::::	石		4	上涯学習	• 7	スポーツ課	
区 分 (いずれかに〇)	① 定常時 (通常の状態		(言			定常 器			·停」	止・/	点検	i·更	新)		(地)			息時 災·≣)	部	3 長	Ē	委	任課:	長 ※	## H	果:	長	ſ	乍成	计日			平成 28	年	5月27日	
		環)	有益	結果 益な 害な	環境	竟影	響	号	を該	当す	⁻ る榻	省全	てに	付け	ナま、	す。					(と該)が :	当区	分り		を付				~	判 定結 果			
事效 事类内容	環境側面	大気の保全/	水質の	生壌・		活悪臭の防止/	境廃棄物の抑制/	人体への危険	緑地保全・緑化/	然生物種の保護/		温暖化防止/	天然	球オゾン層の保護/	I	海洋汚染・資源	日照障害・光害		そ有害化学物質	良好な景	•	市民への影響		影響の範囲		<u> </u>	発生頻度		発生量	使用量			市民等要望		日常管理は「日」、 課長が著しいと 重点管理(影響組		関連法令 で他の要求事	
事務・事業内容	(原 因)	/ 汚染	/ 汚濁	全	の防止/発生	/ 発	耐/発生	への危険・感染防止/発生	緑化/森林・緑地の減少	減		/ 温暖			減少	質源の保全/減少	兀害		[]		文化的遺産		域的		的	恒常(毎日) (大)	月1可湿度 (中			 	量		中程度(中)	少ない(小	日常管理は「日」、同智は出口な市を所は「H」を記載課長が著しいと判断した場合を含む)は「重」重点管理(影響規模に(大)が2項目なくても		名称を記入します	
文化財の指定・	文化財指定・	0							0	0	0									0	\cap	0	$\overline{}$	0	,)				+	<u> </u>		0	<u>`</u>	<u>`</u>	載きも			
管理	パトロール																									_	$\overline{}$			\subseteq					'里」	-		
文化財管理事業	文化財情報の 発信	0							0	0	0									0	0	0		0			0		(0		0						
埋蔵文化財調査	歴史的遺産の 調査・保存	0							0			0	0									0			0	0					0			0				
埋蔵文化財調査	重機・発電機の使用	×	×		×																				0		0				0			0)			

[※] 影響規模の(大)に〇が二つ以上なくても、課長が著しいと判断した場合は、「著しい環境側面」となります。影響規模の(大)に〇が二つ以上ある場合と同様に、「著しい環境側面(重点管理 項目)」と判定した場合は「判定結果」欄へ「重」を、「著しい環境側面(日常管理項目)」と判定した場合は「判定結果」欄へ「日」を、そして「目指せエコな市役所」は「エ」と記載します。

^{※「}重点管理」は目的・目標を設定し四半期ごとに進捗管理を行い、「日常管理」、「目指せエコな市役所」は半期ごとに進捗管理のみ行います。どちらも「年間計画書」に記載します。

[※] 確認欄の押印は、作成者が、課長から委任を受けた課長(課長補佐)の場合は「委任した課長」、自治振興センター所長の場合は「**ムトスまちづくり推進課長**」、 飯田市最終処分場長又は環境課処分場施設係長の場合は「環境課長」が行います。

[※] この環境記録は部長承認後、各課で保管します。 ※この環境記録は部長承認後、次のフォルダに入れて環境モデル都市推進課に連絡します。 【Filesrv5-share-ISO-年度-各課】

L. SIIA. P																			承	認	Ž	硝		涊	1	F,	成								
事業名	,	スポ	ピーツ	'振興	採	• スː	ポー	·ツガ	色設化	系所	管事	業		(1	/ :	1)												部	果 ′	名	:	生》	厓学習	・スポーツ	'課
区 分 (いずれかに〇)	① 定常時 (通常の状態		(設	2非ば備・相				停』	上・点	(検・	更新	f)	(地		緊急 火災	は で、事	故)	1	部	長		委任	- 課力	₹ ※	Ī	课	長	11	F成	日		平	成 28 年	₣5月 27	∃
		環	0	/響 …有 …有	益な	よ環境	竟影	響	号を	該当	する	·欄全	全てに	こ付り	ナまっ	す。					(5				影 当区 2 項		20	を付			と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	<u>:</u>	判 定結 果		
事務・事業内容	環境側面	/	水質の	生生嚢・地下水の呆全生騒音・振動の防止/	悪臭の	廃棄物の抑制	人体への危険・	<i>t</i> →	然生物種の保護/	水辺環竟の呆	玉髪 45 上/ 天然 資源の 保		1.1.1	海洋汚染·	日照障害・光害		を有害化学物質			市民への影響		影響の範囲			発生頻度		発生量	使用量		市巨等要等	丁是等更想	日常管理は、日	ヨ常管理は「ヨー、 課長が著しいと判重点管理(影響規	関連 港 その他の要	求事項
7·0万	(原因)	汚染	/	地下水の呆全/ 汚染振動の防止/発生		/ 発生	感染防止	化/森林・緑地の減少	減し	悪影響	温受公(ニネレド)	(護/破壊	一 一 減少	資源の保全/減少	?害	'害'		i fi XiZ	1的貴蜜	1 1 1 1 1 1	重大又は広域的 (大)		ガー 的		月1可程度 (中)			中, 宝 安 (P 呈 ぎ (中) 少ない (小)		日常管理は「日」、『皆せ口でおを庁は「ロ」を「己哉課長が著しいと判断した場合を含む」は「重」・重点管理(影響規模に(大)が2項目なくても	(名称を記入)	上ます)
ウォーキングの	大会・講座・	_									2 6									t			·		_			_		+	<u>ر</u> ز	/ 車			
普及	教室の開催	0								() C	C	_					1	_ '	0	(0			0			0	() —			重」		
やまびこマーチ 風越登山マラソン	廃棄物の発生	×	×	×	×	×		×		;	×									(0				0			0		() 				
60歳以上ソフト大会	グリーン商品の 購入					0				(\subset			0		0	(Э					
体育施設の維持 管理	体施設の使用	×				×	0			;	× ×	×	;						(0	(0		0				0		(\supset		「日」		

- ※ 影響規模の(大)に〇が二つ以上なくても、課長が著しいと判断した場合は、「著しい環境側面」となります。影響規模の(大)に〇が二つ以上ある場合と同様に、「著しい環境側面(重点管理 項目)」と判定した場合は「判定結果」欄へ「重」を、「著しい環境側面(日常管理項目)」と判定した場合は「判定結果」欄へ「日」を、そして「目指せエコな市役所」は「エ」と記載します。
- ※「重点管理」は目的・目標を設定し四半期ごとに進捗管理を行い、「日常管理」、「目指せエコな市役所」は半期ごとに進捗管理のみ行います。どちらも「年間計画書」に記載します。
- ※ 確認欄の押印は、作成者が、課長から委任を受けた課長(課長補佐)の場合は「委任した課長」、自治振興センター所長の場合は「**ムトスまちづくり推進課長**」、 飯田市最終処分場長又は環境課処分場施設係長の場合は「環境課長」が行います。
- ※ この環境記録は部長承認後、各課で保管します。 ※この環境記録は部長承認後、次のフォルダに入れて環境モデル都市推進課に連絡します。 【Filesrv5-share-IS0-年度-各課】

事業名	-	一般	業務	务													(1 /	1)		承	郬	忍	存	隹	認		作	成		課	名		4	生涯学習	・スポーツ詞	果
区 分 (いずれかにO)	1 定常時 (通常の状態	()	(記	2) 非 设備·	・機	常器の	時 D立	上•	· 停」	止•,	点検	(*) 更	(新)			3 緊 !震·			事故)	部	長	Ė	委任	'壬課:	長※		課	長		作原	戈日			平成 28 年	手 5月27日	
		-	×	影響)…⋾ ⟨…⋾	有益 有害	全な。 手な。	環境 環境	意影	響響			当す	⁻ る桐	闌全	てに	付	ナま						(欄ご IこC		核当[区分)をf				^	判定結果		
事務・事業内容	環境側面		水質の	•			1 4€	人体への危険		然生物種の保護/		温暖化防止/	天然	球オゾン層の保		海洋汚染・資源の保全/	日照障害・光害		そ有害化学物質	良好な暑		市民への影響		影響の範囲			発生頻度		新生量 	き に 量	į		市民等要望		日常管理は「日」、課長が著しいと調重点管理(影響規	関連法	
事份 事未门任	(原 因)	汚染		手 L	防止/発生	発生	発生	八体への危険・感染防止/発生	似化/森林・緑地の減少	10/減少	全/悪影響	、温暖化(エネルギー	全/枯渇	ン層の保護/破壊		『源の保全/減少	害	宇宇	A		文化的遺産				的		月1回程度				少量			少ない	日常管理は「日」、同省は日口は市登所は「エ」を記載課長が著しいと判断した場合を含む)は「重」、重点管理(影響規模に(大)が2項目なくても、	(名称を記入し)	ます)
									少														大	中	少	大	中)	少	大	中	小	大	电	(小 <u>小</u>	を記載 に 重し、 も、		
庁用車の廃棄	廃棄物の発生	×	×	×		×	×		×			×													0			0			0			0		使用済み 車の再資済 等に関す 律	原化
ツ 以郷田博の(土)い																							A== .	- 1#	- 4											、理控侧工/手	

- ※ 影響規模の(大)に〇が二つ以上なくても、課長が著しいと判断した場合は、「著しい環境側面」となります。影響規模の(大)に〇が二つ以上ある場合と同様に、「著しい環境側面(重点管理 項目)」と判定した場合は「判定結果」欄へ「重」を、「著しい環境側面(日常管理項目)」と判定した場合は「判定結果」欄へ「日」を、そして「目指せエコな市役所」は「エ」と記載します。
- ※「重点管理」は目的・目標を設定し四半期ごとに進捗管理を行い、「日常管理」、「目指せエコな市役所」は半期ごとに進捗管理のみ行います。どちらも「年間計画書」に記載します。
- ※ 確認欄の押印は、作成者が、課長から委任を受けた課長(課長補佐)の場合は「委任した課長」、自治振興センター所長の場合は「**ムトスまちづくり推進課長**」、 飯田市最終処分場長又は環境課処分場施設係長の場合は「環境課長」が行います。
- ※ この環境記録は部長承認後、各課で保管します。 ※この環境記録は部長承認後、次のフォルダに入れて環境モデル都市推進課に連絡します。 【Filesrv5-share-ISO-年度-各課】

様式 432−2

27.04.01

法的及びその他の要求事項一覧(施設・設備関連法令)

施設

			1					1	$\overline{}$
承認	確	認	作质	戈	作	成	目		課名
部 長	委任	課長 ※	課長		平成	28年5月	27 日	生	涯学習・スポーツ課
法令等名和	陈	主要な	要求事項		活動内容	順守	評価内容	順守評価 該当有無	適用施設名
廃棄物の処理 及び清掃に関する法律		廃棄物 処置	の適正		終系廃棄物及 受業廃棄物の は	間)、産業 (マニフェ 写し保管) 知事への	書類の保管(5年 終廃棄物管理表 スト)の交付と (5年間)及び県 発廃管理票交付 毎年6/30まで)	有·無	
II			II	産業保管	養廃棄物の 管	ける廃棄物 (分別の行	勿保管場所にお 勿の適切な保管 散底、飛散・流 悪臭防止措置)	 ・無	考古資料館・旧小笠原家書院小笠原資料館・総合運動場・県営飯田野球場・飯田運動公園プール・鼎体育館・上郷体育館・南信濃海洋センター・武道館・市営弓道場・県営飯田弓道場・上郷柔剣道場・風越山麓研修センター
IJ			<i>II</i>		"	産業廃棄 表示(60c	物保管場所の m×60cm)	 ①・無	同上
"			<i>II</i>		川管理産業 医物の適正 里	特別管理通	産業廃棄物管理 選任	有・無	
IJ			IJ		川産業廃棄 O保管	の設置(タ	廃棄物保管場所 分別の徹底、飛 ・浸透・悪臭防	有・無	
"			<i>II</i>		II	特別産業 所の表示 (60cm×6		有・無	
フロン類の 用の合理化 び管理の適 化に関する 律	及 正	第一種製品がいた。現代の選手を表する。	」らの √漏出 ○ため	調ン機理実		②定期点札 定格出 ・エアコー・冷凍 (1回 ③漏えい明 ④点検・イ	策(四半期1回以上) 食(専門業者) カ7.5kW以上 コン(1回/3年) ・冷蔵機器 団/1年) 寺の修理 多理・充填・回 己録と記録保存	 ・無	簡易点検対象機器のある施設 旧小笠原家書院小笠原資料館 アクアパーク IIDA 天竜峡テニスコート 定期点検対象機器のある施設 旧小笠原家書院小笠原資料館
特定家庭用機商品化法(家電イクル法)		の長期 よる排	電製品 使用に 出抑制 な廃棄	ン、 庫、	ビ、エアコ 冷蔵庫・冷凍 洗濯機・衣類 連機の使用と	サイクル	おける家電リ 券の排出者控 ・保管(1 年)	有・無	
消防法		戒、鎮火	予防、警 火。生命、 財産の保	施記	殳管理	防火管理	者の選任	 ・無	飯田市考古資料館・旧座光寺麻 績学校校舎・上郷歴史民俗資料 館・旧小笠原家書院小笠原育 館・総ラウンド・県営飯田・ 場・総ラウンド・県営飯田・ 場・切石体育館・上郷体を 有館・切石体育館・上郷体を 山田は道場・南信濃海洋場・上 の田・ の田・ の田・ の田・ の田・ の田・ の田・ の田・ の田・ の田・

IJ	11	11	消防用設備の点検(1回 /年)及び結果報告	①·無	飯田市考古資料館・旧座光寺麻 績学校校舎・上郷歴史民俗資料 館・総合運動場・桐林屋根子を 目的グラウンド・県営飯田野球 場・飯田運動公園プール・鼎体 育館・切石体育館・上郷体育館・ 山田体育館・南信濃海洋センター・武道館・市営弓道場・上郷 柔剣道場・風越山麓研修センター
II	II	n	避難訓練計画の届出 及び訓練の実施 1回/年又は2回/年	 ・無	同上
法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	順守評価 該当有無	適用施設名
消防法	II	II	地下タンクの加圧点検 1 回/3 年 (15 年経過後は 1 回/年)	有・無	
南信州広域連合火災予防条例	危険物の基準 に従った貯蔵 及び取り扱い	危険物の保管施 設	灯油タンク等の管理(貯蔵、取り扱い、届出、自 主点検の実施)	①·無	飯田市考古資料館・飯田市総合 運動場・南信濃海洋センター・ 飯田市風越山麓研修センター
浄化槽法 (第 10、11 条)	排水の適正管理	浄化槽によるし 尿及び雑排水の 適正な処理	保守点検及び清掃(1回 /年)、指定検査機関によ る水質検査の実施(1回 /年)	①·無	旧小笠原家書院小笠原資料館・ 県営飯田野球場・県営弓道場・ 飯田運動公園プール
飯田市環境保全 条例施行規則 (第13条)	揮発油等の適 正処理	油水分離槽の設置	上郷黒田・飯沼・別府の 区域内における面積 100 m ² 以上の駐車施設への 油水分離槽の設置	有・無	
使用済み自動車 の再資源化等に 関する法律(第8 条、73条)	自動車廃棄時の適正処理	リサイクル料金 の支払い 引取業者への引 き渡し	リサイクル券の保管(自 動車所有時) 引取証明書の保管(自動 車廃棄時)(1年)	 ・無	県営飯田野球場・上郷体育館・ 南信濃海洋センター・風越山麓 研修センター・今宮野球場・天 龍峡テニスコート
遊泳用プールの 衛生基準 (平成19年5月28 日付け健発第 0528003号厚生労働 省健康局長通知)	衛生水準の確 保	遊泳用プールの 水質管理	水質検査(遊離残留塩素 濃度;毎営業日午前1 回・午後2回以上、水素 イオン濃度・濁度・過 ンガン酸カリウム消費 量・大腸菌・一般細菌・ 総トリハロメタン;月1 回以上)	匍	飯田運動公園プール・南信濃海 洋センタープール・飯田市営市 民プール
				匍	
				1	
			2/3		

		偷	

【記載要領】

- ①本表に記載された全ての法令について、必ず「順守評価該当有無」欄のいずれかに〇を表示します。
- ②「順守評価該当有無」欄の「有」に〇を表示した場合、その法令を適用する施設名を記載します。(一つの 法令について、複数の適用施設名の記載可)
- ③「順守評価該当有無」欄の「有」に〇を表示した法令は、必ず「順守評価記録書」を作成の上、管理します。
- ④本表に記載のない法令等を特定する場合は、該当法令等を追加してください。(法的拘束力がある法令等は必ず本表へ記載します)
 - 追加した法令等についても、「順守評価記録書」を作成の上、管理します。
- ⑤確認欄の押印は、作成者が、課長から委任を受けた課長(課長補佐)の場合は「委任した課長」、自治振 興センター所長の場合は「ムトスまちづくり推進課長」、飯田市最終処分場長又は環境課処分場施設 係長の場合は「環境課長」が行います。
- ⑥この環境記録は部長承認後、各課で保管します。
- ⑦この環境記録は部長承認後、次のフォルダに入れて環境モデル都市推進課に連絡します。 【Filesrv7-share-ISO-年度(各課)-各課】

様式 432-2

27.12.01

法的及びその他の要求事項一覧(施設・設備関連法令)

施設

承認確	電 認 作)	成 作	. 成 日		課名
部 長 委任	£課長 ※ 課 ∃	平成	: 28年5月27日	生	涯学習・スポーツ課
法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	順守評価 該当有無	適用施設名
廃棄物の処理 及び清掃に関 する法律	廃棄物の適正 処置	事業系廃棄物及 び産業廃棄物の 排出	契約関係書類の保管(5年間)、産業廃棄物管理表 (マニフェスト)の交付と 写し保管(5年間)及び県 知事への産廃管理票交付 状況報告(毎年6/30まで)	有・無	
"	11	産業廃棄物の 保管	産業廃棄物保管場所における廃棄物の適切な保管 (分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止措置)	有・無	
IJ	IJ	IJ	産業廃棄物保管場所の 表示(60cm×60cm)	有・無	
"	11	特別管理産業 廃棄物の適正 管理	特別管理産業廃棄物管理 責任者の選任	有・無	
"	"	特別産業廃棄 物の保管	特別産業廃棄物保管場所 の設置(分別の徹底、飛 散・流出・浸透・悪臭防 止措置)	有・無	
n,	"	n.	特別産業廃棄物保管場 所の表示 (60cm×60cm)	有・無	
フロン類の使 用の合理化及 び管理の適正	第一種特定製品からのフロック	業務用冷凍空 調機器 (エアコ ン・冷凍・冷蔵 機器) の適正管 理と点検等の 実施	①簡易点検(四半期1回以上) ②定期点検(専門業者) 定格出力 7.5kW 以上 ・エアコン (1回/3年) ・冷凍・冷蔵機器 (1回/1年) ③漏えい時の修理 ④点検・修理・充填・回 収の履歴記録と記録保存	有・無	簡易点検対象機器のある施設 定期点検対象機器のある施設
化に関する法律	防止のため の適正な管 理・廃棄	廃棄時におけ るフロン類の 行程管理のた めの書類の交 付・保存	①「回収依頼書」スは「委託確認書」と「再委託承諾書(引き渡しを再委託する場合のみ)」の交付②上記書類の写し・引取証明書(引渡しを委託・再委託する場合は写し)の保存(3年間)	 ・無	旧小笠原家書院小笠原資料館 アクアパーク IIDA 天竜峡テニスコート
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)		テレビ、エアコ ン、冷蔵庫・冷凍 庫、洗濯機・衣類 乾燥機の使用と 廃棄	廃棄時における家電リ サイクル券の排出者控 えの受領・保管(1年)	有・無	
消防法	火災の予防、警戒、鎮火。生命、 身体、財産の保 護	施設管理	防火管理者の選任	有・無	

法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	順守評価 該当有無	適用施設名
n	11	n	消防用設備の点検(1回 /年)及び結果報告	有・無	
II	"	n	避難訓練計画の届出 及び訓練の実施 1回/年又は2回/年	有・無	
消防法	11	11	地下タンクの加圧点検 1 回/3年(15年経過後は 1回/年)	有・無	
南信州広域連合火災予防条例	危険物の基準 に従った貯蔵 及び取り扱い	危険物の保管施 設	灯油タンク等の管理(貯蔵、取り扱い、届出、自主点検の実施)	有・無	
浄化槽法 (第 10、11 条)	排水の適正管 理	浄化槽によるし 尿及び雑排水の 適正な処理	保守点検及び清掃(1回 /年)、指定検査機関によ る水質検査の実施(1回 /年)	有・無	
飯田市環境保全 条例施行規則 (第 13 条)	揮発油等の適 正処理	油水分離槽の 設置	上郷黒田・飯沼・別府の 区域内における面積 100 m ² 以上の駐車施設への 油水分離槽の設置	有・無	
使用済み自動車 の再資源化等に 関する法律(第8 条、73条)	自動車廃棄時の適正処理	リサイクル料金 の支払い 引取業者への引 き渡し	リサイクル券の保管(自動車所有時) 引取証明書の保管(自動車廃棄時)(1年)	有・無	
				匍	
				匍	

【記載要領】

- ①本表に記載された全ての法令について、必ず「順守評価該当有無」欄のいずれかに〇を表示します。
- ②「順守評価該当有無」欄の「有」に〇を表示した場合、その法令を適用する施設名を記載します。(一つの 法令について、複数の適用施設名の記載可)
- ③「順守評価該当有無」欄の「有」に○を表示した法令は、必ず「順守評価記録書」を作成の上、管理します。
- ④本表に記載のない法令等を特定する場合は、該当法令等を追加してください。(法的拘束力がある法令等は必ず本表へ記載します)

追加した法令等についても、「順守評価記録書」を作成の上、管理します。

- ⑤確認欄の押印は、作成者が、課長から委任を受けた課長(課長補佐)の場合は「委任した課長」、自治振 興センター所長の場合は「ムトスまちづくり推進課長」、飯田市最終処分場長又は環境課処分場施設 係長の場合は「環境課長」が行います。
- ⑥この環境記録は部長承認後、各課で保管します。
- ⑦この環境記録は部長承認後、次のフォルダに入れて環境モデル都市推進課に連絡します。 【Filesrv7-share-ISO-年度(各課)-各課】

様式 432-3

26.04.01

法的及びその他の要求事項一覧(事務事業関連法令)

事務

承 認	確認	作 成	犮	作	成目		課名
部 長 孝	≨任課長 ※	課長		平成 28	年5月27日	生涯	E学習・ スポーツ課
法令等名称	主要な要	要求事項		活動内容	順守評価内容	順守評価 該当有無	適用施設名
使用済み自動 車の再資源化 等に関する法 律(第8条、73 条)	自動車房適正処理		払い	イクル料金の支 、 双業者への引き渡	リサイクル券の保管 (自動車所有時) 引取証明書の保管(自 動車廃棄時)(1年)	 ・無	当課が所有し、本庁に 配置されている庁用 車

【記載要領】

- ①様式 432-1、様式 432-2 で特定した法令以外の事務事業関連法令を特定する場合は、本表に記載します。 その際、その法令を適用する施設名を記載します。(一つの法令について、複数の適用施設名の記載可)
- ②本表に記載した法令等は、必ず順守評価を要するため、「順守評価記録書」により管理します。
- ③確認欄の押印は、作成者が、課長から委任を受けた課長(課長補佐又は係長)の場合は「委任した課長」、 自治振興センター所長の場合は「ムトスまちづくり推進課長」、飯田市最終処分場長又は環境課処分 場施設係長の場合は「環境課長」が行います。
- ④この環境記録は部長承認後、各課で保管します。
- ⑤この環境記録は部長承認後、次のフォルダに入れて環境モデル都市推進課に連絡します。

【Filesrv5-share-ISO-年度-各課】

様式 433-1

28.04.01

(平成28年度) 年間計画書

	承認	j J	確認	作成	Ì	作成	日					₹ I	果		名	ı		
	部 長		委任課長※	課長		平成 28 年 5 月 2	27 目			2	主涯	学	習	・ス	、ポ [.]	— <u>"</u>	ソ誤] 7
		玄	文	責任者		実施項目	4	5	6	年 7	間2	1		11		1	2	3
			大 内容] 指定・管理		文	 C化財指定		Č	Č	0			1.0	0	1-			Ü
① 重	[環境	側面	i]		文	化財パトロール			0	\circ	0		0	0				
点管	ル		定・パトロー	下平													=	
①重点管理項目	[目標]] [何を	文化財の保全 、いっまで、どの水準ご)														
目	以上		定:年度末3件															
	以上		ル:年度末2回	<u> </u>														
			大内容] ングの普及		催	/オーキング大会の主 ・共催	0						0					
① 重		 目的] 環境保全意識の醸成			室	/オーキング講座・教 医の開催	0						0				0	0
①重点管理項目	催			宮田		/ォーキング月間の取 lみ(情報発信)	0	0					0					0
理順日	環境仍																	
	①事業	巻 :年	、いつまで、どの水準ご F2回以上 女室:年5回以															
2			内容] の体験活動の		農	家宿泊体験				\circ	0	0	0		0			
② 日常 管理	推進			田中														
理項目 目	[環境		i] 体験の実施															
2	[事務	事業	内容]		教	室の開催	\circ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	\bigcirc
2日常管理項目	科学第		教室の推進 i]	高梨														
項目	実験教	教室	の開催												_	_	_	
2	[事務]	事業	[内容]		調	整会議での説明	\circ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②日常管理項目		施設;	維持管理	仲田	施	設への掲示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
写 目			の使用															
目	指せエ	ニコガ	な市役所	原	収	イボトル持参 廃棄物回 ・リサイクル費用削減、 気・水道使用量削減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分	責任者	実施項目	年間スケジュール											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
環境影響評価	課長	事務事業進行管理表の作成に併せて検討する。	\bigcirc	0					\circ	0				
法令等調査	課長	適用される法令等及び担当 法令等の情報収集と点検を する。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般職員教育	課長			0										
一般職員自覚促進	課長					\bigcirc								
関連団体・物品購入先・ 供給者への協力要請	該当 課長	表 442-2 に該当する団 体等へ協力要請する。												
法令が要求する有資格者の 特定	課長	「法的及びその他の要求 事項一覧」に追加する。	0											
環境文書の点検	課長	マニュアル改正を受けて 点検をする。		0										
管理手順の作成、点検	課長	新たな管理手順の制定 と改正を行う。	0	0										
緊急事態試行	課長													
監視·測定	課長		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
測定機器の特定・校正	課長	測定機器を特定し、定期又 は必要に応じて校正する。												
順守評価	課長		0	0	0	\circ	0	0	0	0	0	0	0	0
水平展開された処置の実施	課長	水平展開された是正処置及 び予防処置を実施する。		0										
自己チェック	課長	自己チェックシートに記入し て担当内部監査員に提出す る。			0									

【記載要領】

- ※「**①重点管理項目」**は、目的目標を設定し、四半期ごとに「実行計画管理表」にて進捗管理を行います。
- ※「②日常管理項目」は、目的目標を設定しませんが、半期ごとに「実行計画管理表」にて進捗管理を行います。
- ※「目指せエコな市役所」は、各課の日常業務等について、環境影響評価を行った結果、「著しい環境側面(重点管理項目又は日常管理項目)」に特定されなかった独自のエコな取り組みを必ず一つ以上記載します。 目的目標を設定しませんが、半期ごとに「実行計画管理表」にて進捗管理を行います。
- ※ 区分中、「事務事業内容」「環境側面]は、「環境影響評価表」から転記します。
- ※「①重点管理項目」及び「②日常管理項目」の記載に際して、必要に応じて行の追加を行います。
- ※ 確認欄の押印は、作成者が、課長から委任を受けた課長(課長補佐又は係長)の場合は「委任した課長」、自 治振興センター所長の場合は「<u>ムトスまちづくり推進課長</u>」、飯田市最終処分場長又は環境課処分場施設 係長の場合は「環境課長」が行います。
- ※ この環境記録は、部長承認後、各課で保管します。
- ※ この環境記録は部長承認後、次のフォルダに入れて<mark>環境モデル都市推進課</mark>に連絡します。 【Filesrv5-share-ISO-年度-各課】
- ※ 年間スケジュール欄の実施月に○、重点となる実施月に◎を付けます。